

むつ市議会第162回臨時会会議録 第1号

議事日程 第1号

令和3年4月28日（水曜日）午前10時開会・開議

◎教育委員会教育長就任挨拶

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第4 議案第36号 令和3年度むつ市一般会計補正予算

第5 報告第6号 専決処分した事項の報告について

（工事請負契約の一部変更契約について）

第6 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

（令和3年度むつ市一般会計補正予算）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副知事	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	副市長	村田	尚勝
代監査委員	齊藤	秀人	副市長	畑中	政勝
農委会員	坂本	正一	副市長	吉田	真真
総務部長	千代谷	賀士子	副市長	松谷	勇勇
財務部長	吉田	和久	副市長	杉澤	一徳
福祉部長	藤島	純	副市長	中村	智郎
健康推進	木村	公子	副市長	菅原	典子

経済部長	立花一雄	都市整備部長	中里敬
建設技術部長	小笠原洋一	川内庁舎長	木下尚一郎
大畑庁舎長	伊藤大治郎	協野所沢長	工藤和彦
会管理計者	野藤賀範	選挙管理局長	工藤淳一
監査委員局長	伊藤泰成	農委事務局員局長	成田司
教育部長	角本力	上局民理	中村久
総務部課長	野坂武史	企政政推進副感ワ接サリ	小田晃廣
総務部課長	葛西信弘	策進く進理染チPダ	小林睦子
総務部課長	畑中佳奈	経産政	
事務局職員出席者			
事務局長	佐藤孝悦	次長	中野敬三
総括主幹	櫻田誠	主幹	堂崎垂希子
主任主査	井田周作	主任	浜端快

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（大瀧次男） ただいまからむつ市議会第162回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎教育委員会教育長就任挨拶

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に、就任の挨拶を行います。

さきの定例会において、むつ市教育委員会教育長に任命されました阿部謙一氏から就任のご挨拶をお願いいたします。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 皆様、おはようございます。本日は、むつ市議会臨時会の貴重なお時間を頂戴し、就任の挨拶を申し述べる機会を与えていただきましたこと、心から感謝申し上げます。

さきのむつ市議会第247回定例会におきまして、選任のご同意を賜り、4月1日付でむつ市教育委員会教育長を拝命いたしました阿部謙一と申します。長らく義務教育に携わってきた者として、地域の未来を担う子供たちの教育に関わる機会を与えていただきましたことは、この上なく光栄であり、心より御礼を申し上げます。また同時に、その重責に身の引き締まる思いであり、本市の文化、教育活動の充実のため、全力を尽くす所存であります。

とりわけ教育は、国家百年の大計と言われ、人づくりの根幹を担うものであるとされております。幸い現在本市の子供たちは、明るく元気に充実した学校生活を行っております。こうした望ま

しい現状は、子供たちと教職員のたゆまぬ努力に加え、保護者、地域住民の教育活動への深い理解と協力、加えて市議会及び市長部局の力強く継続したご支援によるものと感謝を申し上げます。

そして、今なすべきことは、さらなる高まりを求めることであると認識しております。全ての子供たちが居場所を持ち、様々な活動に共に全力で取り組む中で、一人一人がその可能性を最大限に伸ばすことができる、そうしたことを目標とし、その実現のため、全身全霊を傾け、職務に精励することをお誓い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

皆様方におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで就任の挨拶を終わります。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 次は、諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今臨時会への説明員の出席者については、お手元に配信してあります名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日この後、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は、議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大瀧次男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、10番村中浩明議員及び11番鎌田ちよ子議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。3月19日以降における新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、ご報告いたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画（プロジェクトG）の進捗状況についてご報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種券の発送についてお知らせいたします。去る4月16日に、65歳以上の市民の皆様1万8,968名に対し、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種券を発送させていただきました。

この接種券には、予診票、市からのお知らせ、

厚生労働省からのお知らせ及び今回接種されるファイザー社製ワクチンに係る説明書を同封しております。

この説明書には、今回ワクチンの接種を受けるに当たり確認の必要な事項が記載されておりますので、予約の前に必ずご確認ください、接種の検討をしていただきたいと思います。

次に、接種方法についてお知らせいたします。まず、個別接種についてであります。これは、5つの公立病院・診療所及び16の民間医院に対し、直接予約の上、個人ごとに接種をする方法であります。かかりつけ医など普段通院している病院がある方及び病気で治療中の方は、こうした医療機関を活用する個別接種を検討していただきたいと思います。

次に、集団接種についてであります。これは、市が設置する会場で特定の曜日、時間帯に接種する方法であります。

市役所本庁舎における夜間及び市内ホテルを会場とした休日の接種も可能ですので、日中予定のある方など個別接種によるワクチン接種が困難な方は、この集団接種を検討していただきたいと思います。

集団接種に係る予約方法につきましては、感染予防対策の観点から、全て電話による受付とし、5月8日及び9日の初日2日間は、午前9時から午後4時までの間、本庁舎及び各分庁舎において32回線を確保し集中受付を行うことといたしました。

なお、市では、65歳以上の市民の皆様のワクチン接種を7月末までに完了する計画を立てておりますほか、その後も継続して65歳未満の市民の皆様を対象としたワクチン接種を確実に進めてまいりますので、日頃の感染予防対策を続けながら落ち着いた行動をされますようお願いいたします。

続きまして、高齢者入所施設におけるワクチン

の巡回接種の状況についてご報告いたします。

4月26日現在、嘱託医がいる35施設のうち7施設で795名の方が1回目の接種を終えており、残りの施設につきましても、順次、接種を続けてまいります。

次に、医療従事者に対するワクチン接種についてお知らせいたします。

一部の報道にもありましたとおり、本市においても、ワクチン接種にご協力いただける医療従事者へのワクチン接種が完了していない状況に鑑み、高齢者用として配送されたワクチンを、接種を希望するむつ下北医師会の医師及び看護師の皆様に配分することといたしました。

1回目の接種については今週から順次始まっており、2回目の接種についても個別接種を開始する5月24日までには全て完了する見通しとなっております。

なお、総数で396名分の融通を図りましたが、市の高齢者の接種計画には影響ありません。

次に、ガイドブックの作成と配布についてお知らせいたします。

市では高齢者の皆様に接種予約をスムーズに行っていただくため、「むつ市新型コロナウイルスワクチン接種ガイドブック」を作成し、5月5日から全戸配布いたします。予約の開始前にはお届けする予定ですが、ホームページ等では現在でも確認ができる状態となっておりますので、お知らせいたします。

ワクチン接種計画に関する報告の結びとして、プロジェクトGの推進に必要な「3つの結末」について、お伝えさせていただきます。

1つ目の結末は「家族の結末」です。

高齢者の皆様の中には、一人で予約をすることが難しい方もいらっしゃると思いますので、ご家族で協力して予約や接種に臨んでいただきたいと思いますと考えております。

2つ目の結末は「地域の結末」です。

民生委員や保健協力員等の市のボランティア団体など、地域の皆様のご協力により、ワクチン接種が円滑に進むものと考えております。

3つ目の結末は「医療の結末」です。

市内の全ての医療従事者の皆様のご尽力が初めて、地域の安全と安心が実現できるものがあります。

関係する全ての皆様に対し、改めて深甚なる感謝の意を表したいと思っております。

今後におきましても、「早くて」「気軽に」「安全に」を基本に、むつ総合病院を始めむつ下北医師会の皆様とともに、地域の医療を挙げて、ワクチンの接種に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、桜まつりの対応についてご報告いたします。

県内各地の桜まつりについては、青森県が3月下旬に公表した「青森県祭り・観光イベント新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、各主催者が2年ぶりに開催するとの発表がなされておりましたが、4月9日、知事が県内の感染拡大状況への懸念を表明し、桜まつりを実施する各主催者は開催の再考を求められました。

私といたしましては、むつ下北の医療資源の現状を第一に考え、桜まつりの実施に伴う感染リスクを無くすことが市民の皆様の健康と生命を守ることに繋がると判断し、むつ市観光協会、大畑町観光協会及び脇野沢地区観光協会に中止を要請させていただきました。

各協会にご理解をいただき、桜まつりは中止となりましたが、多くの市民の皆様が「桜満開プロジェクト」で大切に育んできました早掛沼公園及び水源池公園における桜の花の観賞につきましては、接触を低減させるために園内に順路を設けるなど安全・安心に楽しめるよう感染対策に努めた

ところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市内の小中学校における部活動等の対外試合の対応についてご報告いたします。

県内において感染経路不明の感染者が大きく増加し、多くのクラスターの発生や変異株の確認等、感染の拡大が危惧される状況を踏まえ、市内小中学校に対し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための当面の対策として、5月5日までの間における部活動等での対外試合に関する対応について、原則として、むつ下北地域以外の他校との試合、合宿及び外部の指導者による指導を禁止いたしました。

ただし、中学校体育連盟等の団体が主催又は共催する公式戦については、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加できることといたしました。また、参加に当たりましては、主催者及び事務局の留意事項に従うとともに、万全の感染防止対策を講じることとしております。

なお、スポーツ少年団及び各競技団体等に対しましては、以上の内容に準じた形で対応するよう要請いたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、低所得の子育て世帯への支援として実施される給付金の支給に係るスケジュールについてご報告いたします。

この給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、国の交付金を財源として、児童1人当たり一律5万円を支給するものであります。

予算化した789世帯、1,152名分のうち、申請が不要な本年4月分の児童扶養手当の受給世帯には、5月11日に支給いたします。

また、ひとり親世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計収入が減少した方などで申請を要する世帯については、5月17日から申請の受付を開始し、6月以降の支給を予定しております。

なお、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する給付金については、国の制度が整い次第速やかに支給する予定として準備を進めてまいります。

次に、職員の出張及び私用旅行の取扱いについてご報告いたします。

人の往来が多くなる連休中の対応として、4月29日から5月9日まで、緊急事態措置適用地域、まん延防止等重点措置適用地域及び新規感染者数がステージ3を上回る地域への不要不急の往来について強く自粛を求めることとしたほか、下北5市町村以外への往来も極力控えるよう求めるとともに、職員の家族、親族等の来訪についてもできる限り控えていただくようお願いしたところであります。

加えて、会食につきましても、普段一緒にいる方と短時間で行うようにし、仮に親戚や親しい友人であっても普段一緒にいない方との会食は極力控えることとしております。

一部の報道では、国や地方自治体の職員が関わるクラスターが伝えられておりますが、医療体制が脆弱な当地域では、職員の一人ひとりが感染対策の要であります。これまでの慎重さを維持し続けることについて、必要に応じて意識啓発を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてご報告させていただきます。

今後も、国及び青森県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、これまで以上にきめ細かな対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。20番
浅利竹二郎議員。

○20番（浅利竹二郎） コロナワクチン接種に関連
してお伺いたします。

まず、このたびのコロナワクチン接種率を何%
に見込んでいるかですけれども、接種はあくまでも
任意であります。行政報告でもうたってあり
ますように、地域の結束等で、いわゆる集団免疫
の強化が求められるということではないでしょう
か。この現状に照らし、重いアレルギー症状等の
特殊事情を有する者以外、多くの市民に接種を受
けていただきたいと思うのであります。今接種を
ちゅうちょする市民がいるとすれば、副反応への
不安ではないかと推察されます。不安を解消し、
接種率の向上を図るべきと思いますが、市長はど
のようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

当初我々の計画では、7割から8割の方々に接
種を受けていただくということを前提に計画をつ
くってまいりましたが、現状、ワクチンの供給と
いう部分が追いつくというふうに我々として認識
しています。したがって、希望する方、これが仮
に100%の方が希望したとしても、私たちは7月
末までに打ち終わるような今計画をつくってござ
います。

一方で、このワクチンの接種は、みんながみん
な、必ずしも全員が受ければいいというものでは
ありません。はっきり申し上げて、やっぱり持病
のある方というのは、これは病院でしっかり先生
に確認した上で受けていただくということがいい
というふうに私たちも思っています。そうした判
断を一人一人がしっかりした上で、受けるかどう
かを決めて受けていただきたいというふうに思っ
ていますので、我々として100%受けてください

とか、あるいは7割、8割の人が受けてください
ということは申し上げにくい状況にあるというこ
とは理解をしていただきたいと思います。

ただ、計画として、皆さんが打つとしても、そ
の分は準備しているということだけは申し上げた
いと思います。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 特殊事情を持つ者以外、
100%、私はぜひ達成してもらいたいと思うので
ありますけれども、今70%という言葉が出てきた
でしょうか。できるだけ100%なのですから、
100%達成できないという根拠がいまいち分ら
ないところがあるのですけれども、いま一度願
いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） アメリカ製のワクチンがむ
つ市民の体の中に入っていくわけです。はっきり
申し上げて、副反応というところでいくと、100%
安全ということが言い切れる状況に私はまだない
と思っています。そういう中で、私たちのほうか
ら全員打つてくれということは、これは申し上げ
られないということなのです。

疫学的見地からいけば、6割から7割の人たち
が免疫を獲得すれば、これは集団免疫が獲得され
たというような評価ができるということをもっ
て、私たちは当初、それよりも少し高い水準で7
割から8割の人たちが打つように計画を立ててい
るということを申し上げたということですので、
浅利議員のおっしゃりたいこともすごくよく分か
るのですが、ワクチンの接種というのはみんな全
員打つと、打てないやつ以外打つというような性
質のものでもないということは、これは十分に理
解した上で皆さん接種に臨んでいただきたいと、
このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 私は、むつ市そのものが集

団免疫を獲得するということが最終目的ではないかという思いでいるのですけれども、今いろいろ医療従事者の方とか、その他施設の方とか進んでおりますが、それ以外の、高齢者以外の64歳以下から16歳までですか、これの人たちのワクチンの入手というのは、見込みはどうなのでしょう。お尋ねします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 現状、65歳以上の方を7月末までに打つということでの整理しかしてございません。したがって、その後続く基礎疾患をお持ちの65歳以下の方々、あるいは60歳から65歳の方々という、次の優先順位の人たちにどのような形で接種をするのかということについては、一切現時点では検討できていない状況です。というのも、そこについてのワクチンの供給のスケジュールが、これも国から一切示されておりませんので、そこに至っていないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 任意接種ということでありますので、強制ではないということでは今市長がお話しされたとおりにだと思っておりますが、受けたくても受けに行けない、または受けたいのだけれども、そこに行けないというふうな状況が予想されます。

まず、受付について、電話予約ということに全くなっていますが、家族の方がいる人は家族の方がやってくれると思いますが、ひとり暮らしの方が電話もなかなかできないというふうな場合、どういうふうな対応をするのでしょうか。

もう一つは、今度は接種会場に行けない人、公共交通機関もうまく乗り継ぎできないとか、あとは送ってくれる人がいないとか、そういう方の対応はどういうふうにするのか。

もう一つは、最後になりますけれども、指定されている接種期間中に、万が一この地域で感染者が多数発生した場合の対応をどのように考えているのか、お知らせください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、すごくいろんな自治体がこの予約で失敗しています、はっきり言って。我々もそうなる可能性も若干あるのですが、大事なポイントは、この予約というのは集中受付期間というのを2日間設けましたけれども、この7月までの間毎日できますので、焦る必要はないということなのです。だから、できない、この日できなかったということとで残念に思う必要もなければ、接種ができないということにつながるわけではないということだというふうに、まずこのラジオを通じて、せっかくご質疑いただきましたので、市民の皆様にお伝えしたいと思います。

そうした中で、電話ができない人ということについては、これは私たちも心配しています。ただ、これも、ちょっと質疑に答える前に1つ私たちの見解を申し上げたいのですが、そういう方、例えば電話ができない方というのがどういう高齢者なのかということで、あまり決めつけもよくないですが、例えば自宅にひとり暮らしでいて、電話がなく、他とほとんど交流してなくて、ふだんの生活も買物とか近所とのお付き合いだけというふうな方が果たしてワクチンを打つ必要があるのかどうかということは、これはやっぱりその個人がしっかり考えるべきことだと思うのです。それは、別にワクチンが無駄になるとかそういう趣旨ではなくて、そういう方々のところまでコロナが一気にばあっと広がるということが想定されるかどうかということも含めて、そういう人たちが仮にワクチンを打って副反応で何かあったときには、打たないほうがよかったとなるわけですから、それ

はちゃんと考えるべきだと、まずそもそも打つかどうかを。

それでも、ある意味、孫が帰ってくるとか、あるいはお祭りの時期にはお祭りに参加したいとか、人との交流もこれからするというような方も、電話ができないという方の中にはいらっしゃるかもしれません。そういう方々のためには、6月に、6月7日から、これはむつ市役所で窓口を設置するという事で現在予定をしています。各分庁舎含めて本庁舎で窓口を設置して、予約のお手伝いをする事業も開始させていただきます。これも、今日こういう発表すると、みんな勘違いするので、電話の開始の日にみんな殺到したりするので、ちょっと報道陣にはしっかりとした形で報道してほしいのですが、そういうことも私たち考えていますので、少なくとも希望する人たちが確実に打ち終わるという段取りを、電話がなくてもできるようにはしていきたいと、このように考えています。

もう一つの2つ目の論点で、公共交通機関を使えない人たちということなのですが、これは非常に、現在まだちょっとそこまで思いが至っておりません。でも、例えばタクシーについても、今日この後経済対策の中でありましてけれども、プレミアム付タクシーチケットということで、3,000円で5,000円を買えるようにしたのは、2往復しないといけないので、恐らく普通に考えても大体3,000円以上はかかるだろうと、3,000円どころでは済まない、5,000円ぐらいはかかるのですか、ということを見ると、ちょうどそれに使えるかなとか、いろいろちょっと工夫をしながら、この後そういう人たちが多いと、あるいはその支援が必要だというふうになってくれば、考えていきたいというふうに思っています。

繰り返しになりますが、本当にワクチンを受ける必要があるのかということをおもひながら

がいいと思うのです、そういう方々ということも含めて。それは、私からあえて申し上げたいと思います。

それから、最後の3点目ですけれども、感染が多数発生した場合ということのワクチンの接種に關しての対応ですけれども、特に私たち、感染拡大と影響がない形で進められるように手配していますので、そこは気にされなくてもというか、そのように感染拡大したからできなくなるということは現時点では考えてございませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（斉藤孝昭） ワクチン接種の予約で悪い例が十和田市で報道されておりました。電話予約ができないので、会場に並んでしまうというふうなことが報道されておりました。むつ市ではそういうことができるだけないように、ぜひ対応をしていただければというふうに思います。

最後に、接種に当たっての市長の意気込みといえますか、市民の皆さんへのお願いということで、もしありましたらお願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 繰り返しになりますが、65歳以上の方全ての方にワクチンが行き届くように確保します。というか、もうしています。仮に全員が希望したとしても、7月末までには何とか開始は、少なくとも開始はできるような段取りになっています。

今現状を見ますと、全国で拡大して緊急事態宣言があつて、あるいは青森県内でもクラスターが連発していて、すごくみんな不安になっているので、早く受けてほしいという人がすごくいると思うのですけれども、焦る必要はないです。競争ではないですから、ワクチンの接種というのは、地域全体で見れば、自分が受けるのも、あるいは隣の家の人が受けるのも、安心が高まるという意味では

一緒なのです。やっぱり段階的にしかワクチンは、そうは言っても全部は来ますけれども、入ってこないのです、一気にできません。また、医療の体制上、一気にできないということです、どうか譲り合う気持ちで、落ち着いて予約に臨んでいただき、興奮して会場に来ないように、落ち着いた気持ちで会場に来て、接種していただきたいと思っています。

高齢者というか、65歳以上の人たちの力が今必要なのです。ここでうまくいかないと、子供の世代とか孫の世代にスムーズにいかないのです。ですから、慌てて市役所に殺到するとか、そういうことがぜひないように、5月中は少なくとも市役所で予約はできませんので、そのこともあえてお伝えして、やっていきたいと思えます。これまでゼロを継続してきましたので、このワクチンの接種が大きな希望になることは間違いないです。ですから、皆さんと結束してこれに臨んでいきたいと思えますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

○議長(大瀧次男) ほかに質疑ありませんか。18番 原田敏匡議員。

○18番(原田敏匡) 3点お伺いします。

ワクチン接種に関してですが、集団と個別で予約の方法が、個人病院等ありますけれども、これは例えばむつ総合病院の混雑とかで、かかりつけ医ある方はかかりつけ医のほうへというアナウンスもされていますが、今回の接種に関して、市長おっしゃるとおり、失敗しないためには集中することを避けて、分散したほうがよろしいかと思うのです。実際接種券が来た市民の方で、どっちにしたらいいかなというようなお話をされている方もいて、予約する場合、かかりつけ医がいる場合はかかりつけ医のほうに、ない場合は集団のほうにというような、それによって個人が判断してやったらいいと思うのですけれども、その辺りがど

のように考えているのかを1点お伺いします。

2点目は、桜まつりの中止に伴って、これからイベントを控える団体が困惑しているというか、どうしようといった声を多く聞きます。青森県のほうから出ているガイドラインありますけれども、市としては市独自のガイドラインをつくるというわけではなく、あくまで県のガイドラインに準拠した形で開催団体に判断を仰ぐといった方向でよろしいのか、2点目お伺いします。

3点目は、部活動に関してなのですが、5月5日まで原則禁止となっていますけれども、5月以降、6月、7月とスポーツの行事のシーズンが続いていきます。再度やってもいいよというようなアナウンス、日程を組んでいってもいいよというアナウンスがあるのか。それとも、アナウンスもないまま、5月5日、ゴールデンウィーク過ぎたら、そういった日程調整、各団体、スポーツ少年団のほうで行っていてもいいものかどうか、その判断の基準をどう示していくのかの3点をお伺いいたします。

○議長(大瀧次男) 市長。

○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

特設会場でやる集団がいいのか、ふだんの病院がいいのかということについては、ガイドブックにもしっかり書き込ませていただいている、基本的に病院に通っている人は病院でやってください。これは、間違いなくそれがいいと思えます。ふだんから先生に診てもらっている体であります。その方の病気のことを詳しく知っている先生が打てるか打てないかの判断をして、オーケーが出て、そしてその経過観察というのも必要です。副反応も起こります、これは、何人かの方は。そういったときに、正しく処方してくれるのは基本的には病院の先生ですので、そういう部分でいけば、基礎疾患のある方や病気を持っている方、薬をもらっている方、ふだん病院に通っている方は

個別の病院で接種してください。ですから、ここにまず第一にそのことを書いています。

病院に通っていないよと、健康だというような方については、特設会場のほうに来ていただいて接種していただくということになるかと思えます。ただ、特設会場の接種の現時点での回数が6,000人分ということになっていますので、もっと健康な人がいた場合どうするのかということであれば、これは個別の病院でも、かかりつけ以外の方を診てくれるところありますし、またむつ総合病院は1日100人以上を打つということになっていますので、そういったところの中で打つ場所を探していくということだと思っています。そのように考えていただきたいと思えます。

2点目のイベントなのですが、主催者がどうしようと考えている以上に、私はどうしようかと常に考えています。基本的には、青森県のガイドラインということに従っていただくことになると思うのですが、ただ県のガイドラインの一番最初に、県内の感染状況を見てどうするかというのを決めるというところがあるのです。これは、例えば今回は県内の状況が4ということで、中止ということが明確になっていたの、私は中止要請をさせていただきます。この県内の情勢とむつ下北の情勢が異なるときがあるので、県内の情勢が1だとしても、あるいはむつ市内が蔓延しているというときであれば、これはちゅうちょなく私は中止要請させていただきます。基本的には県のガイドラインに従いながらも、しっかりと感染対策については市に相談をしながらイベントを開催していただきたいと、このように考えてございます。

最後、3点目の部活動ということに関していけば、確かにここまでいいですよというふうにして発出するのも一つの手だと思うのですが、私たちもそのメッセージが誤った方向で受け取られるということがあると思っています。そういう

ふうに出すと、今度どんどんやれというふうに言っているように見えるので、私たちとしては基本的に期間を定めて、このときはこう対応してくださいと言って、それ以降何もなければ、その期間以外は自然体で対応してほしいと、このように考えてございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 最後に1点だけなのですが、本日に昨今の報道を見て、なかなか予約が取れないといった状況を市民の皆様を見ると、ちょっと不安に思って、例えば集団で予約をしたにもかかわらず、個別の医院に再度二重で予約してしまう方もいらっしゃるのではないかとというようなことも想定されるのですが、そういった場合は、以前聞いた健診のチェックできるようなシステムがあると伺っていたのですけれども、予約の段階でもそういった二重チェックできるのかどうか、最後お伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

予約の段階では二重チェックはできません。ただ、接種した後に接種した者について把握できますので、一旦接種した人については把握できるというシステムになっています。これも市民の皆様をお願いなのですが、繰り返しになりますが、はっきり言って8日と9日に予約を取ろうと思っても、これはなかなか取れないと思います。逆に言うと、取れた人はラッキーだというぐらいで考えておいてほしいなど。予約はずっと7月まで取れますので、確実に打てますから、これは焦らずに自分の気持ちの落ち着いているときに、競争ではないという環境の中で、どうぞ予約をしていただきたいと思えます。8日、9日での予約もありますし、10日からは全病院で一斉に予約を開始しますし、恐らく1週間か2週間もすれば予約の状況

も落ち着いてくると思います。6月に入ってからゆとりを持って予約をして、6月中に打つということで、十分私はいい形になると、安全に打てる形になると思いますので、そのような形でご協力をお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。4番東健而議員。

○4番（東 健而） 私からは、1点だけお聞きいたします。

ワクチンの接種が始まれば、私は率先して受けたいと思っていますけれども、ただ現在、政府の方針として自衛隊が、接種の人数を多めに確保するために、自衛隊に委託するという話が出ています。そのとき、私がちょっと心配なのは、私はファイザーのワクチンだったら受けたいと思っていますけれども、例えばアストラゼネカが主役になって、こっちのほうへ、長引けば長引くほどアストラゼネカ社のワクチンが入ってくるような気がいたします。この場合、ワクチンを選ぶことができるのかどうか、その点、1点だけお願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

ワクチンを接種するかどうか、どのワクチンを接種するかも個人の選択でありますので、十分に検討した上で受けていただきたい。

ちなみに、むつ市に来る65歳以上の方々のワクチンは、全てファイザー社ということになってございます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。19番佐々木隆徳議員。

○19番（佐々木隆徳） 私も1点だけ。ワクチン接種に係る費用は全て国負担ということでありますけれども、先ほど皆さんの質疑の中で副反応が若干不安だという形でありますけれども、万が一、日本全国今やっていて、副反応が強く出たとかというふうな話がありますけれども、入院とか、副

反応によってそういった費用がかかるような、そういったものも国負担という形でよろしいのか、受ける側の不安解消ということで、その点、1点だけ伺います。

○議長（大瀧次男） 感染症ワクチン接種P Tサブリーダー。

○企画政策部政策推進監健康づくり推進部副理事感染症ワクチン接種P Tサブリーダー（小田晃廣）
お答えいたします。

ワクチンの接種で万一接種により健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度により、適切な補償が受けられるということであります。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4～日程第6 議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第36号令和3年度むつ市一般会計補正予算から日程第6 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの3件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） ただいま上程されました1議案2報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、青森県を含む国内全域で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症拡大に立ち向かうため、緊急的に実施が必要な事業の経費を計上して

おります議案第36号 令和3年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、6億3,042万7,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、393億9,112万5,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。新型コロナウイルス感染症に係る経済対策につきましても、「緊急経済対策」として、むつ市あんしん飲食店等応援金事業費及び新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業費を、「経済活性化対策」として、むつ市プレミアム付タクシーチケット事業費、むつ市プレミアム付飲食券事業費、むつ市のうまい生産者応援キャンペーン事業費、ジオ・スタイル・ウェディング事業費、むつエール飯2021事業費、宿泊業消費喚起事業費、むつ市のうまいでポケバル推進事業費及びカマフセマーケット促進事業費を、「雇用対策」として、緊急雇用創出事業費、離職者生活・再就職支援給付金事業費及び求職者雇用促進奨励金事業費を計上しております。

そのほか、衛生費には、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費として、接種実施医療機関に対する委託料を含む新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金事業費を計上しております。

続きまして、歳入についてであります。国庫支出金に歳出との関連において補助見込額を計上しております。

次に、報告第6号についてであります。これは、大畑庁舎移転事業旧大畑庁舎外解体工事に係る工事内容の一部に変更が生じたことに伴い、当該工事請負契約に係る一部変更契約を締結したものであります。

次に、報告第7号についてであります。これは、令和3年度むつ市一般会計補正予算でありまして、新型コロナウイルス感染症による影響が長

期化する中で、低所得の子育て世帯に対し支給する子育て世帯生活支援特別給付金のうち、ひとり親世帯分を速やかに支給するため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました1議案2報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案等については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議事整理のため、午前11時20分まで暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました1議案2報告については、それぞれ区分して質疑等を行いますので、ご了承願います。

◇議案第36号

○議長（大瀧次男） まず、議案第36号 令和3年度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

まず、7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 議案第36号 令和3年度一般会計補正予算について質疑させていただきます。

令和2年度予算においても、コロナ関連の様々

な施策を実施したところでありますが、全国的には新型コロナウイルス感染がいまだに終息に至っていない現状で、当地域は感染がないという日が継続しております。非常に頑張っていると思いますが、そのことについては宮下市長の力強いリーダーシップと、市職員の皆様が昼夜を問わず知恵を出し合い、汗を流して頑張ってきたことに尽きると思います。そして、住民の皆様については、一人一人のご理解とご協力があるからこそ、実現できている現状でありまして、感謝と敬意を表したいと思います。

一方、困っている事業者や市民がいることも事実でありますから、少しでも手助けすることが政治の責任であるとまずは指摘をさせていただきます。

さて、この補正予算は、コロナ禍における経済と雇用対策が主な事業であります。歳出について、新型コロナウイルスワクチン接種対策国庫負担金事業を除くコロナ関連の全事業、それぞれの計画に至った経緯または理由、あるいは背景について説明をお願いします。あわせて、これらの事業内容の発信及び周知方法をお知らせください。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する経済対策事業の経緯などについてでございますが、令和3年1月7日から3月21日までの緊急事態宣言の再発出によりまして、宣言の区域外となっております当市にも大きな影響が生じておりますことが、経済団体などからのお声ですとか、市及び商工団体が協力して実施しましたアンケート調査等から判明をいたしております。これによりまして、2月末で影響が生じている事業者が約70%、このうち売上げが50%以上減少したというのが35%となっております。飲食業及び宿泊業等を中心に、広い業種で影響が現れているという状況にござい

ます。この影響を早急に緩和しつつ、市民の皆様の経済活動の活性化を促すことが市の経済対策として重要であるというふうに考えております。

このことから、まず緊急経済対策といたしまして、感染予防に努め、安全に営業を続けておりますあんしん飲食店認定店の皆様へ、感染対策徹底に努力していることに対する応援金を給付し、併せましてあんしん飲食店等の新規増加と、既に認定を受けている店舗の感染対策の強化を図るということで、市民の皆様の不安を軽減し、安心できる店舗等における消費活動の活発化を促してまいります。

次に、経済活性化対策としましては、消費が落ち込んでいる分野において、市民の皆様の消費を喚起する事業を実施することで、レバレッジ効果による市内経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、感染症に係る雇用対策といたしまして、市による離職者の直接雇用ですとか、求職活動等を支援する離職者の皆様への給付金支給、あるいは事業者の雇用受入れに対する奨励金支給という事業を実施し、早期再就職の実現による経済対策を図ってまいります。

続きまして、全事業について事業ごとにご説明をいたします。初めに、予算書の第2款の総務費の3事業についてでございます。まず、むつ市プレミアム付タクシーチケット事業でございますが、タクシー事業者によるプレミアム付タクシーチケットの発行経費を支援することで、需要の落ち込んでいるタクシー利用の促進を図るものがございます。タクシーチケットは、1セット5,000円分のチケットを3,000円で販売し、1人2セットまで購入できるということとしてございます。

次に、東京2020オリンピック聖火リレー感染対策事業でございます。当市で開催される聖火リレーの感染症対策としまして、沿道応援をお願いし

ました市内の小・中学生の皆さんに、安心して応援ができるようマスクを配付するものでございます。また、沿道応援をいただける子供たち全員に、同じ色、同じデザインのマスクをしていただくということで、一体感を持って応援ができるというふうに考えております。

次に、緊急雇用創出事業でございます。コロナ禍で就労の場を失う方が続いているということから、雇用の機会を提供するというので、市の会計年度任用職員として直接雇用するというものでございます。対象者は、感染症の影響を受けて事業所の都合により離職となったむつ市民となりまして、10名を予定してございます。

次に、第3款民生費及び第7款商工費、第8款土木費及び第10款教育費にそれぞれ計上しております新型コロナウイルス感染症対策水道設備改修事業についてであります。これは、不特定多数の方が多く訪れるむつ運動公園、川内ふれあいスポーツパーク、大畑中央公園、釜臥山展望台及び金谷公園のトイレ等の手洗い場の水栓をこれまでの手動式水栓からセンサーを用いた非接触型の水栓に改修するものでございます。むつ運動公園が30台、川内ふれあいスポーツパークが13台、大畑中央公園が30台、釜臥山展望台が6台、金谷公園が2台、合計81台の改修を予定してございます。

次に、第4款衛生費のむつ市あんしん飲食店等感染症対策支援事業でございます。これまでもむつ市あんしん飲食店の皆様には、感染防止のご協力をいただいているところでございますが、県内での発生状況を鑑みますと、より一層感染対策が求められておりますことから、既に認定を受けている事業所の皆様の感染対策の強化と、併せてこれから認定を受けようとする事業所の感染対策のため、店舗や事業所の改装ですとか、感染対策物品を購入した際の経費の全部を、10万円を上限として助成するというので、500事業所分を計上

しております。

次に、第5款労働費の2事業についてであります。まず、離職者生活・再就職支援給付金事業であります。新型コロナウイルス感染症の長期化ということで、いまだに自身の責めによらず職を失う方がいるということで、離職者の皆様の生活の安定、そして再就職活動の支援を行うため、1人につき10万円を交付するというものでございます。対象としましては、本年の1月から12月の間に離職した方ということで考えております。

次に、求職者雇用促進奨励金事業についてであります。コロナ禍による離職者を雇用保険の一般被保険者として、期間の定めなく雇用した事業者の皆さんに、再雇用の奨励金ということで、1人当たり月額5万円、最大6か月分を支給するものでございます。交付の対象としましては、下北地域の5市町村のほか、横浜町、六ヶ所村に事業所を有する事業者というふうにしております。

次に、第7款商工費の8事業についてであります。まず、むつ市あんしん飲食店等応援金事業についてであります。本年1月から3月の緊急事態宣言の再発出というの影響を緩和するため、本年の1月から6月の間の任意の三月の売上げが令和元年度の同月比で30%以上、かつ20万円以上減少したあんしん飲食店等の認定事業所に対しまして、20万円を給付するというものでございます。この応援金は、新たにあんしん飲食店等に認定された事業所も対象となりますので、さきに申し述べましたむつ市あんしん飲食店等感染症対策支援事業、こちらをご活用いただければというふうに考えております。

次に、むつ市プレミアム付飲食券事業でございます。甚大な影響を受けております飲食業を支援するとともに、市内の外出需要と消費を喚起するため、プレミアム付の飲食券を発行するものであります。3,000円で5,000円分の飲食が可能なプレ

ミアム付飲食券 1万5,000セットを発行する予定でありまして、取扱店としましてはあんしん飲食店に認定された飲食店から募集するという予定をしております。なお、実施時期につきましては、感染状況ですとか、ワクチンの接種状況を勘案して、総合的に開始時期を決定するということとしております。

次に、むつ市のうまい生産者応援キャンペーン事業でございますが、消費が減退している市中経済の活性化のため、市民の皆様の購買意欲の刺激、そして地元特産品の地産地消を図り、生産者の応援ということを目的としております。内容としましては、キャンペーン期間内に一定額以上の買物や飲食をしていただいた後に応募をしていただいて、抽せんで地酒や地ワイン等、売上げが今低迷している市の特産品が当たるという事業でございます。

次に、ジオ・スタイル・ウェディング事業でございます。コロナ禍で結婚式や披露宴の自粛が続いておりますことから、県内在住のカップルを対象にむつ市、下北地域が誇る絶景、あるいは印象的な風景を舞台として、ロケーションフォトウェディングをプロデュースし、その経費の一部を助成するという事業でございます。

次に、むつエール飯2021事業でございます。コロナ禍で影響を受けている飲食店の皆様をみんなで応援するというものでございまして、テイクアウト販売に挑戦しておりますあんしん飲食店の皆様に、市役所の開放エリア、ここを販売場所として提供するとともに、容器については植物性の素材の容器を使っただきたいということで、その部分を助成するということとしております。

次に、宿泊業消費喚起事業でございます。昨年10月に実施したG o G oむつ宿泊キャンペーンの第2弾というものでございまして、県民、青森県内の方を対象に1人1泊5,500円分の割引、そし

て2,000円分の商品券を交付するキャンペーン費用を宿泊事業者に助成するというものでございまして、こちらにつきましても実施時期につきましては、感染状況、あるいはワクチンの接種の状況等を勘案して、開始時期を決めるということとしております。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市が桜まつりの開催中止を要請し、開催の機会を喪失した桜まつりの主催団体に対し、協力金を給付するというものでございます。

次に、むつ市のうまいでポケバル推進事業でございます。コロナ禍において、外食需要の落ち込みですとか、会食機会の減少で経営に影響を及ぼしている飲食店や生産者の皆様に応援するものでありまして、海産物をはじめ、市内飲食店ならではの料理を店舗以外でも味わっていただきたいということで、それらを冷凍食品へ加工するための機材の導入経費を実施主体へ助成するものと、それから商品自体のプロモーションも行うという事業でございます。

次に、第8款土木費のカマフセマーケット促進事業であります。これは、コロナ禍における事業者の支援ですとか、新たなにぎわいの創出ということで、公共空間の有効利用などを目的として、昨年度から実施しているカマフセマーケットの促進を図るもので、金谷公園と下北駅前広場において、手洗い場や電源設備といった基盤整備を行うほか、感染症対策啓発看板、こちらを製作して、市民の皆様が安心して利用できる環境、そして事業者の皆様が出店しやすい環境を整えるという事業でございます。

最後に、事業の周知方法ということでありますが、各事業につきましては広報むつ、市ホームページ、ユーチューブの62ちゃんねる、それから記

者発表ですとかLINEといったSNSも活用し、あらゆる媒体を活用して、市民の皆様へ伝える広報を意識して発信してまいりたいというふうに考えております。

また、事業の中身によっては、関係する団体ですとか、組合、協会等を通じて周知を行って、周知の漏れがないように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 議案第36号 令和3年度むつ市一般会計補正予算について質疑いたします。

各事業の概要については、斉藤議員の質疑により把握いたしました。また、斉藤議員に気を遣ってもらってか、再質疑もありませんでしたので、私からは少し細かくなりますが、数点質疑させていただきます。

まず、むつ市あんしん飲食店等応援金の対象についてですが、これまでの国・県・市の給付金等は、ほぼ事業者単位となっていました。今回の応援金は事業所単位、認定されている事業所単位という認識でよろしいか。またあわせて、要件にある売上げの確認方法はどのように行われるのかお伺いします。

次に、むつ市プレミアム付飲食券負担金についてですが、先ほどの概要で認定されているということだったのですけれども、これを取りまとめる事業主体はどこになるのか、市が行うのか、それとも外部に委託するのか。また、チケットの販売方法等、現時点でどのように考えているのかお伺いします。

次に、宿泊業消費喚起事業費補助金ですが、前回と同様の内容だとのことでしたが、前回同様、国・県で行われているほかの宿泊キャンペーンとの併用はないのか、お伺いします。

次がむつ市のうまいでポケバル推進事業費ですが、こちらは予算600万円ですが、先ほどの説明だと冷凍の機材等々の購入費となります。ちょっと冷凍の機材費がどのぐらいを想定しているのか分からないのですけれども、何となく1台で結構大きな金額になってしまうのかなというのも想定できますが、この辺事業者単位での応募になるのか、もしくは何らかの団体での導入を想定しているのか、その辺の募集の対象がどのようになっているのかお伺いします。

最後に、むつ市あんしん飲食店等感染症対策支援事業費ですけれども、こちらの実際の対象となる物品、例えばマスクとか、消毒液とか、そういった消耗品も対象になるのか。また、あくまで事業所、店舗の改修とか、こういったアクリル板、こちらのような物品だけが対象になるのか、その辺の対象品目、想定しているものがあればお伺いします。

以上です。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、あんしん飲食店等応援金の対象ですが、これは事業所単位ということになります。あと必要書類については、この後検討を進めるのですが、負担にならないような形で考慮しながら、考えていきます。

プレミアム付商品券の事業主体ということですが、こちらはまずは参加店、これを募集することになります。参加店については、あんしん飲食店ということと考えてございます。

それから、次の宿泊キャンペーン、併用は基本的にはしないということ、国や県が行う宿泊キャンペーンとの併用はしないということ考えています。というのも、これ併用しますと、経済効果という部分で極めて薄くなってしまうと。例えば県が5,000円補助しているのに、我々も5,000円や

ってしまうと、ただで泊まれるという部分についてはいいのですが、ただそうすると全額国の経費で宿泊するというので、経済効果が出ないので。そうすると、例えば補助が5,000円で、消費してもらったのが5,000円だとすると、その分レバレッジとよく言うのですが、我々の補助と使われる消費の関係がすごく膨らんでくるので、かえって併用しないほうがこういうのはいいと。むしろ宿泊をする泊数をどんどん増やしてあげたほうが宿泊業にとってもプラスであろうということから、併用はしないというのは前回もそのように考えて、今回もこのようにさせていただきます。

ポケバルのほうですけれども、これは組合のほうで運営をしていただくということで考えてございます。

最後、感染症対策となる物品ですが、これは消耗品も含めて、こうしたアクリル板なども幅広くその対象にしていききたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 大変分かりやすかったです。

2点だけ再質疑させていただきます。

あんしん飲食店のほうですが、認定されている施設に市の指定管理施設も数店含まれていますけれども、その辺の対応はどのようになるのか。

それと、今回申請の方法、これからということでしたが、企業によっては売上げは前年並みであっても、結構仕入れ単価というか、その辺の変動で利益が確保できないといった企業も中にはございます、増収減益と申しますか。そういった企業に対して、売上げだけの縛りだと、売上げが減少している企業と同じような経営状態であっても、売上げだけの要件であれば、少し省かれてしまうので、その辺どう考えているのかお伺いいたします。

プレミアム付商品券なのですけれども、まだG

○T o イートあおもりの券、実際県内、むつ市、どの程度数量を用意しているのか分からないのですけれども、まだ売れ残りというわけでもない、期間がありますのであれですけれども、結構まだ在庫があるようで、売り方をうまくやらないとなかなかさばけない可能性もあるのではないかなと少し危惧するところはあるのですが、その辺どう考えているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 指定管理をどうするかということについては、これは認定店舗全て対象ですので、この事業の対象にしていきたいと考えています。また、今認定を受けていない事業者の方々、飲食店の方々も6月30日まではこの申請を受け付けて、幅広く対象にしていきたいと考えています。飲食店という名前があるので、それ以外のところはというふうな問合せもあると思うのですが、ありとあらゆる事業所、これが対象になります。これは、例えばお寺さんですとか、神社さんですとか、そういったところも人が集まるということであれば、感染対策は必要ですので、認定の対象になるということだと思います。幅広くこの感染症対策の輪を広げていくことが今回の眼目でありますので、その点もぜひ皆さんからも周知していただきたいと思います。

続きまして、利益を見るか、売上げを見るかということなのですが、肝腎なことは、今回の緊急事態宣言やまん延防止等措置の中で事業がどうなったかということをお我々としては見ているということだと思っています。個別の事業の影響について、一律に論じることは難しいのですが、一定の基準が必要だということで、今回このような形にさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

G o T o イートのほうが、まずそもそも対象店

が少ないということ、かなり売れ残っているということは、それは承知しています。これも大変難しい問題なのですが、すぐに我々の飲食店の事業を開始するというわけではないのです。実際に安全だと、安全に飲食ができる、基本的には安全なのですけれども、地域の人たちが安心して飲食ができる環境のときに私たちがプロモーションをかけて、皆さんに買っていただいて、ご家族やふだん一緒にいる方を中心に飲食していただくような流れをつくりたいと考えておりますので、現状、売り方、それからタイミング、これについては今後しっかりとした形で検討していきたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

次に、9番富岡直哉議員。

○9番（富岡直哉） 議案第36号 令和3年度むつ市一般会計補正予算について質疑させていただきます。

先ほどの斉藤議員の質疑と一部重複する部分があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、1点目は、むつ市プレミアム付タクシーチケット事業費についてであります。販売スケジュールや購入方法などを含むもう少し具体的な詳細についてお伺いいたします。

次に、2点目は、新型コロナウイルス感染症対策水道設備改修事業費についてであります。センサー式への改修ということでありましたが、災害などによる停電時の使用への影響について、また今回改修の対象とならない市有施設の水道設備の対策や改修の今後の見通しはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

最初に、むつ市プレミアム付タクシーチケット事業費補助金の詳細につきましては、先ほど

5,000円分のチケットを3,000円で販売というふうにご答弁させていただきましたが、1セット当たり500円券の10枚つづりとなります。発行数は4,000セット、チケット発行総額は2,000万円となっております。また、販売は市内スーパーや各タクシー営業所等を予定しており、ご利用につきましてはむつ車体工業、かぎもとタクシー様をはじめ、合計8社で利用が可能となっております。販売のスケジュールにつきましては、5月24日から販売開始を予定しておりまして、チケットの使用期限は令和4年、来年の2月28日までとなっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（杉澤一徳） 新型コロナウイルス感染症対策水道設備改修事業費のご質疑で、災害時等の対応ということでございましたが、今回改修する非接触型の水栓につきましては、電池式のものを想定してございますので、災害時でも使用できると認識してございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） 今後の整備の見通しについてお答えしたいと思います。

公共施設の水栓の非接触型水栓への改修についてでございますが、今後むつ下北観光物産館などの観光施設や、また公民館などの交流施設といった、多くの利用者が見込まれている施設から、今回の感染症対応地方創生臨時交付金などの財源確保を図りながら、併せて財政状況を踏まえながら、順次整備に向けた検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。

むつ市プレミアム付タクシーチケット事業費について、再度お伺いいたします。目的として、高

齢者へのワクチン接種開始に合わせてチケットの発行ということでありましたが、高齢者の方が優先的に購入できるものとなるのか、この点についてどのような対応となるのか、詳細をお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） このたびのタクシーチケット販売の開始時期を5月24日と定めておりますので、当然ワクチンの接種の移動の際に必要とされる方も購入が可能となりますし、また市民の方でも購入が可能となるような日程の設定を行っております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） これで富岡直哉議員の質疑を終わります。

次に、15番佐藤広政議員。

○15番（佐藤広政） それでは、第36号議案につきまして質疑させていただきます。

むつ市あんしん飲食店等応援金、そしてあんしん飲食店等感染対策支援事業費に関しまして、2点ほど質疑させていただきます。

まずは、受付開始はいつで、そして終了はいつなのか、そして申請方法は両方どのようにするのか、お願いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

あんしん飲食店等応援金事業の受付開始ということで、今想定しておりますのが5月10日から申請を受け付けるというふうに想定してございます。

また、書類ということでありまして、申請書に売上げが分かるような、売上台帳ですね、今年度の分については売上台帳、また令和元年、コロナ禍以前のものについては決算書というものの写しというような書類を添付していただいて、受け付けるということとしております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

むつ市あんしん飲食店等感染症対策支援事業についてでございますが、こちらも先ほどの応援金と同じく、申請書類等、重複する事業者が多くあるかと思っておりますので、同時に申請受付ができるような形で調整を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。開始時期は5月10日とご答弁いただきましたが、終了ということはいつ頃になるのかをもう一つお聞きしたいと思います。

そしてあと、先ほどの中での対策に関しまして、物品等の質疑のご答弁はいただいたのですが、その物品等を購入した場合の、例えば上限が10万円ということにはなっておりますが、その10万円に満たないような金額になっている場合もあると思うのですが、その場合、例えば領収書を添付するとかして、その金額に充当するという形なのか、それとも申請をした場合、10万円満額が全部配付されるのかということ。

そして、もう一つは、むつ市あんしん飲食店等応援金のほうなのですが、想定が750件、そして新規店は350件ということで、総件数が750件になっておりますが、例えばこれをもし超えた場合はどのようにするのかということをお答えいただきます。お願いいたします。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

申請期限といたしましては、まず令和4年3月31日を想定してございます。

実際の交付の対象経費でございますけれども、

店舗、事業所の改装費、カウンターとか、テークアウト専用のカウンターを設けるとか、そういったものが含まれますし、現金消毒、飛沫防止ということで、サーキュレーターとか、そういったものも含まれます。これに加えて、今般広告宣伝費といたしまして、看板、広告等を設置したのも含まれるとしてございます。

実際の支払いの給付のイメージといたしましては、領収書を添付したものを市のほうに提出していただいて、こちらで審査をした後に給付すると。上限10万円ということでございますので、10万円に満たなければ10万円未満の数字の交付となります。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） あんしん飲食店等応援金の事業についての終了時期ということでお答えいたします。

既にあんしん飲食店の認定を受けておられる事業所につきましては、7月31日までに申請というようなことで考えております。また、あんしん飲食店の認定を受けていない、これから新規に認定を受けようという事業所につきましては、まずは6月30日までにあんしん飲食店のほうの認定の申請をしていただいて、その上で応援金のほうの申請をしていただくというような形で考えております。いずれにしましても、受付のほうは7月末までとしております。

それから、応援金の対象数ということで、現在750店舗を想定してございます。こちらにつきましては、既に認定を受けている事業所が400店舗、新規に認定を受けようというところを350という想定をしております。こちらにつきましては、申請の期限を、もう少し事業のほうの様子を見ながら、その時点で考慮していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。

最後でございますが、あんしん飲食店の登録店の中にも、同店で複数店舗登録している方がいらっしゃると思いますが、その複数店舗に対しても1件1件という形の一つの対象として給付されるのかどうかを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 先ほど原田議員の答弁の中でもお答えさせていただきましたが、事業所ごとということですので、1店1店の対応となります。

750件超えたらどうするのかというふうなご質疑にお答えをさせていただくと、前回、昨年ですか、30万円の給付というところでさせていただいたときに、あれは対象1,000件でした。今回アンケートの結果等を見まして、一部の業界、事業者との関係でいくと、一斉にステイホームしていたときから比べると大分戻ってきている事業者もあります。飲食店を中心に難しいところが続いているというのもそうなのですが、そういったところを総合的に判断して750件という件数にさせていただいて、予算を組ませていただいています。これを超えたらということですが、仮に超えれば、もうその時点でこの事業というのは打切りというか、ということになりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで佐藤広政議員の質疑を終わります。

次に、2番工藤祥子議員。

○2番（工藤祥子） 私も第36号議案について質疑いたします。

3月定例会において、一般質問等を行った議員に対して、関係者等からアンケート調査を行って、コロナ経済対策の方向を決めたい、そのような意味の答弁がなされましたけれども、このアンケー

トの対象者、どのような方が返答しているのか、そしてどのような声が聞かれたのか、基本的な報告をお願いいたします。そして、どのような声に基づいて、このような経済対策を決めたのか、基本点だけお聞きいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

我々は、市内商工団体や経済団体の皆さんからご協力いただき、その加盟となっている事業所の皆様に対してアンケートを実施させていただきました。結果として495件の回答がありまして、その中で影響が出ているといった事業所が70%、売上げが50%以上減少したと回答した事業所が35%となっております。中身としては、宿泊業、飲食業、製造業、交通運輸業、幅広い業種への影響が確認されたということでございます。こうした状況を踏まえて、今回の経済対策、1つは経済の底が抜けているということに関して蓋をするという意味での給付金、さらには景気の浮揚という意味での様々なプレミアム付飲食券等の事業を開始するということですので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 確かに飲食店を中心に困難に追い込まれているということは理解いたしますけれども、マスコミ等でも飲食店ということを中心に報道されていまして、町の声を聞きますと、飲食店だけではなくて、幅広い影響が広がっているのだという声が聞こえてくるのです。そして、むつ市あんしん飲食店等応援金の基準として、令和3年1月から6月までの……

○議長（大瀧次男） 工藤議員、マイク。

○2番（工藤祥子） 令和元年同月比で30%以上減額があった場合はという、こういうふうな基準で応援金等を制度化しているようなのですけれども、私は飲食店に限らず、職種に線を引きのでは

なくて、この基準を満たしている職種の方にも広げるといふ、そういうお考えはないのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 繰り返し申し上げておりますが、飲食店だけの支援ではありません。全業種に支援をするということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） そうすると、むつ市あんしん飲食店等応援金の、この「等」の中に全ての業種が入っているということでしょうか。そういう理解ですか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） たしか条例にも反対されたのが工藤祥子議員だったと思うのですが、今回の条例に基づく感染症の対策をしている店舗、事業所、事業者、全てがこの給付金の対象になります。タイトルが飲食店というふうになっているので、飲食店だけというふうには思われがちですが、繰り返し説明しているとおり、全ての我々の感染症対策のグループに入ってくれている皆さんに対しては、給付の対象になると。これまで入っていない方々も対象にするということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大瀧次男） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

次に、10番村中浩明議員。

○10番（村中浩明） 議案第36号 令和3年度むつ市一般会計補正予算について質疑いたします。

先ほどの斉藤議員、また原田議員の質疑と重複しますが、2点伺います。

まず、1点目、ジオ・スタイル・ウェディング事業費についてです。先ほど説明ありましたが、もう少し事業の詳細、そして事業費の内訳をお知らせください。

2点目、むつ市のうまいでポケバル推進事業費補助金についてですが、対象が組合ということですが、1組合の補助金の上限、限度額を設けているかお伺いたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） ジオ・スタイル・ウェディングの事業費の内訳ということでございます。こちらの事業は、適切な団体への委託ということで考えております。その委託費の中から、フォトウエディングを申し込む方に対して、50組を想定しております。その方に対する撮影に必要な衣装代ですとか、撮影代、それから撮影場所までの移動費等を含めまして、2分の1の助成を行う。助成のほうは、上限として15万円ということで考えております。合計750万円が助成ということで考えております。

それから、申込みされた方に市のほうからも記念品を贈るということで、1万円相当の記念品ということで50万円、50組の方に考えております。残りにつきましては、委託団体の事務手数料ですとか、PR費用です、テレビ等、マスコミ等を使ったコマーシャル費用、あるいは事務費用というようなことで、合計で考えております。

続きまして、むつ市のうまいでポケバル推進事業の関係でございますが、こちらの補助金の限度というようなことでございましたが、冷凍加工に必要な瞬間冷凍機ですとか冷凍庫等々合わせまして、600万円というふうなことで想定をしてございます。

以上でございます。

（「補助金に限度額があるのか、という質疑」の声あり）

○経済部長（立花一雄） 補足いたします。補助金の限度額はございません。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 10番。

○10番（村中浩明） 複数組合であっても上限はないということで、よろしいでしょうか。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 今想定しているのが1つの組合ということでございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） これで村中浩明議員の質疑を終わります。

次に、14番濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） 議案第36号 令和3年度むつ市一般会計補正予算、歳出について、私もジオ・スタイル・ウェディング事業について質疑しようと思っておりましたが、今村中議員が質疑してくださいましたので、大枠は分かりました。そうすると、この募集の期間についてはいつ頃か、お知らせください。

それから、先ほど半額程度、パックの半額程度15万円を1カップルに補助の予定ということでしたけれども、そうすると基本的なパックとしては30万円ということが提示されているのか、そこを確認いたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

まず、事業の開始と終わりということでございます。開始につきましては、想定している委託団体との準備ができ次第ということでありまして。そして、終了につきましては2月いっぱいというようなスケジュールで今動いております。

それから、助成の額というということですが、15万円を限度で2分の1の補助となりますので、例えば20万円の事業であれば10万円というような形になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 委託団体というのは、1つの団体を想定していますか。例えば主な団体は、美

容室と写真屋さんになると思うのですけれども、そこはどのように考えていますか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） パッケージで商品を提示する関係上、この目的はもちろんカップルの皆さんに下北で、いい景色の中で写真を撮ってくださいということです。写真を撮ってくださいというか、記念にしてほしいなという思いがあります。昨年、実はホテルの披露宴というのはゼロだったということがあります、むつ市内。そう考えていくと、ホテルはホテルで、また今現状難しい状況にあるのですが、貸し衣装店、パーマ屋さん、それから写真屋さん、花屋さんというところでいくと、その分の売上げが減っているだろうと。ホテルは宿泊のほうで応援できるのですが、そうしたウエディング関連の産業について応援できる仕組みがないかということで、今回これ提案したのです。

今濱田議員からご質疑があったのは、どこに委託するかということですが、これ花屋さんとか、写真屋さんとか、貸し衣装店に委託するのではなくて、我々としては、TABIあしすとのほうで商品としてこういうのを提示できないかということで今協議を重ねています。ですから、委託先としては、そういった事業者をまとめられる先が委託先になるということで理解してください。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） ありがとうございます。実は、ジオパークに取り組み始めたときから、これを私も想定していました。とてもうれしく思っております、この事業につきましては。

また、最近コロナで、結婚しましたけれども、披露宴ができないというカップルも身近に何組もおりますので、ぜひ広報活動をしっかりと、成功させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

終わります。

○議長（大瀧次男） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第36号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◇報告第6号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第6号 専決処分した事項の報告についてに対し、質疑に入ります。

本案は、大畑庁舎移転事業旧大畑庁舎外解体工事に係る工事請負契約の一部変更契約について報告するものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号の質疑を終わります。

報告第6号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

します。

午後 零時15分 閉会

◇報告第7号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてに対し、質疑に入ります。

本案は、令和3年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第7号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第7号は承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第162回臨時会を閉会いた